

中央教育審議会教育振興計画特別部会における意見

全日本私立幼稚園連合会

日頃から、私立幼稚園教育の振興につきましては、格別のご高配を賜り深く感謝申し上げます。

さて、この度は、教育振興基本計画の策定について、本連合会として、下記のとおり意見を提出させていただきます。

1. 教育基本法の改正は、「教育立国」としての宣言であり、教育政策は国家の最重要課題として位置付けられるべきである。
2. 幼児教育は、小学校以降の教育の基礎を培うものであり、人格形成上も極めて大きな役割を果たしている。しかし、「幼児教育」と「小学校以降の義務教育」とでは、教育の質や内容を異にするものであり、その独自性や特性を保障することが、子どもの健やかな育ちに必要不可欠だと考える。
3. 幼児教育の役割の大きさからも、法的な整備だけにとどまらず、改正教育基本法の理念の実現のため、「教育立国」として、従来の流れを大きく変えるような教育関係予算の整備が是非とも必要である。また、幼児教育の無償化は、国家的な取り組みが必要だと考える。
4. 教育の第一義的責任が家庭にある以上、「子育て支援」は「子育て肩代わり支援」であっては決してならない。「子育て」を「支援」することが重要であることを明確にするため、幼稚園教育要領では「子育ての支援」と表現されている。このようなことについても、教育振興基本計画において連動させていただきたい。
5. 改正教育基本法にて、幼稚園は、わが国の教育体系の中で最初の「学校」に位置付けられた。このことから「就学」とは、すなわち「幼稚園に入園する」ことである。したがって「就学前教育」は「小学校入学前教育」と改めるべきである。

以 上